

千葉県議会議員の海外派遣取扱要領の新旧対照表

改正案	現行	改正理由
<p>1 趣旨 この要領は、千葉県議会会議規則第134条(議員の派遣)に基づき、千葉県議会議員(以下「議員」という。)を、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査等のため、海外へ派遣する場合の取扱いに関し必要な事項を定め、議会機能の充実・強化を図るとともに、県政の発展に寄与するものとする。</p> <p>2 派遣の決定機関 海外調査等を実施する場合は、計画内容を各会派代表者会議に諮り、協議することとし、議長は、協議内容を考慮のうえ、必要と認める場合には、<u>会議規則に基づく所定の手続きを行うものとする。</u></p> <p>3 派遣団 派遣団メンバーは、<u>各会派から推薦された議員</u>をもって構成する。 <u>派遣団には、議会事務局職員を同行させることができることとし、必要に応じて、執行部関係職員の同行を依頼することができる。</u></p> <p>4 派遣規模及び調査等日数 年間派遣人数枠は<u>24人以内とし、1団5人以上とする。ただし、派遣人数は十分な調査が可能な必要最小限とする。</u> また、調査等の日数は、<u>7日間程度</u>とし、十分な調査が可能な必要最小限の日数とする。</p> <p>5 調査等の結果報告 <u>派遣団は、自ら調査等の結果をまとめ、県議会ホームページ及び議会図書課等で一般の閲覧に供する。</u> また、議員団の代表議員は、調査等の結果を直近の本会議で報告する。</p> <p>6 経費 (1) 派遣に係る経費は、「<u>特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例</u>」に基づき算出した旅費を支給する。 (2) <u>削除</u> (2) <u>旅費以外に経費(通訳費用等)が生じる場合には、必要に応じ経費を支出する。</u> (3) 議員は帰国後<u>14日以内</u>に旅費の精算を行う。</p> <p>7 調査計画書 海外調査を実施しようとする派遣団は、原則として、調査実施の3カ月前までに、別紙「調査計画書」を議長に提出する。</p> <p>8 補則 この要領に定めるもののほか、議員の海外派遣の取扱いに関し必要な事項は、各会派代表者で協議し定める。</p> <p>9 附則 この要領は、平成23年6月8日から施行する。 この要領は、平成25年 月 日から施行する。</p>	<p>1 趣旨 この要領は、千葉県議会会議規則第74条(委員の派遣)及び第127条(議員の派遣)に基づき、千葉県議会議員(以下「議員」という。)を、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査等のため、海外へ派遣する場合の取扱いに関し必要な事項を定め、議会機能の充実・強化を図るとともに、県政の発展に寄与するものとする。</p> <p>2 派遣の決定機関 海外調査等を実施する場合は、計画内容を各会派代表者会議に諮り、協議することとし、議長は、協議内容を考慮のうえ、<u>海外派遣の適否を決定する。</u></p> <p>3 派遣団 派遣団メンバーは、<u>常任委員会委員等、派遣事由の関係議員</u>をもって構成する。 <u>原則として、議会事務局職員の同行は認めない。</u></p> <p>4 派遣規模及び調査等日数 年間派遣人数枠は、<u>概ね20人以内とし、1団5人以上10人以内とする。</u> また、調査等の日数は、<u>7日間程度以内</u>で十分な調査が可能な必要最小限の日数とする。</p> <p>5 調査等の結果報告 <u>派遣団の議員は、自ら調査等の結果をまとめ、県議会ホームページ及び議会図書課等で一般の閲覧に供する。</u> また、議員団の代表議員は、調査等の結果を直近の本会議で報告する。</p> <p>6 経費 (1) 派遣に係る経費は、「<u>議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u>」に基づき算出した旅費を支給する。 (2) <u>派遣団が利用する航空機の座席は、原則エコノミークラスとする。</u> (3) 派遣団に必要な応じて通訳等雇い上げ費を支給する。 (4) 議員は帰国後<u>7日以内</u>に旅費の精算を行う。</p> <p>7 調査計画書 海外調査を実施しようとする派遣団は、原則として、調査実施の3カ月前までに、別紙「調査計画書」を議長に提出する。</p> <p>8 補則 この要領に定めるもののほか、議員の海外派遣の取扱いに関し必要な事項は、各会派代表者で協議し定める。</p> <p>9 附則 この要領は、平成23年6月8日から施行する。</p>	<p>第74条(委員の派遣)の削除 全会派の議員の派遣を可能とするため、委員会単位での派遣を削除するものである。</p> <p>第127条を第134条に変更 会議規則の条項ずれのための変更である。</p> <p>派遣の決定手続きの変更 議員の派遣は、会議規則第134条に規定されていることから、会議規則に則った手続きとするものである。 〔 議会の議決で議員派遣を決定する。ただし、緊急を要する場合又は閉会中は、議長が議員の派遣を決定することができる。 〕</p> <p>派遣団の構成メンバーの変更 議会の代表として全会派から議員を派遣することから、各会派から推薦された議員とするものである。 議会事務局職員及び執行部関係職員の同行が可能 職員が、議員とともに海外での先進的な事例を学ぶことは、大変意義のあることなので、職員も同行できるようにするものである。</p> <p>1団の人数の変更 1期4年で全議員の派遣を想定し、年間派遣人数枠を24人以内とする。また、1団の上限を、調査に必要な最小限とするものである。</p> <p>調査日数の変更 程度としながら以内を付しているため、以内を削除するものである。</p> <p>調査結果報告者の変更 議会を代表して派遣団として調査をしていることから、議員個人での報告ではなく、派遣団の報告とするものである。</p> <p>条例名の変更 条例の名称を正しくしたものである。</p> <p>航空機の座席指定の削除 旅費の支給方法については、職員の旅費の支給方法の例によるものとする前記条例に規定していることから、「職員の旅費に関する条例の運用について」に基づき、国家公務員等の旅費に関する法律の規定の例による額を支給するものである。</p> <p>旅費以外の経費の負担 通訳等の経費は、派遣団に支給するものではなく、県と業者が契約するものである。</p> <p>旅費精算期限の変更 条例に基づいた精算期限とするものである。</p> <p>改正なし</p> <p>改正なし</p>